

令和6年長審第12号

裁 決

モーターボートA防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年10月3日20時40分

長崎県飯盛漁港

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 6.0トン

登 録 長 12.77メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 279キロワット

3 事実の経過

Aは、平成3年7月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び操縦席を、舵輪前方に左舷からGPSプロッター、レーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、旅客定員5人を超える知人13人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用せず、帰航の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和5年10月3日20時15分長崎県平戸港を発し、飯盛漁港に向かった。

発航に先立ち、a受審人は、平戸港付近に所在の飲食店で、17時10分頃から飲酒を開始し、350ミリリットルのジョッキでビール3杯及び350ミリリットルのジョッキでアルコール度数5パーセントの酎ハイ3杯を飲み、20時00分頃飲酒を終え、飲酒の影響のある状態での操縦を回避せずに同港を出港したものであった。

ところで、飯盛漁港は、長崎県度島南岸に所在し、同漁港西部には、埋立てにより陸岸と連結させた丸島があり、同島北東岸から北東方に向けて約120メートル延びる飯盛山西防波堤（以下「西防波堤」という。）が築造され、同防波堤先端に光達距離約5.5キロメートルの緑色1閃光を4秒ごとに発する小型標識灯（以下「飯盛標識灯」という。）が設置されており、同標識灯東方沖合にいけす（以下「飯盛いけす」という。）が敷設され、同いけす西側に点灯する浮きが設置されていた。

また、a受審人は、平素、夜間、平戸港から飯盛漁港に帰航するときには、白岳瀬戸^{しらたけ}を北上して度島に接近し、崎瀬鼻^{さきせ}灯台南方約410メートル沖合に至ったのち、飯盛いけすを避ける目的で、飯盛標識灯を右舷船首方に、丸島北方に所在する貯油タンクの外灯（以下「タンク外灯」という。）を左舷船首方にそれぞれ見ながら西防波堤に接近

し、同いけすの浮き及び同防波堤を視認して減速した後、右転して西防波堤を避けて入航していた。

a 受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦にあたり、0.5 海里レンジのヘッドアップ表示としたレーダーを作動させ、GPSプロッターを休止の状態として白岳瀬戸を北上し、20時37分半崎瀬鼻灯台から181度（真方位、以下同じ。）410メートルの地点で、針路を飯盛標識灯とタンク外灯の間に向く300度に定め、13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、後部甲板で複数の同乗者が甲板上に魚が飛び込んだのを見て騒ぎ出したことから、後方を振り返って同乗者と会話を始め、20時39分崎瀬鼻灯台から259.5度550メートルの地点に達したとき、西防波堤まで400メートルとなり、その後同防波堤に著しく接近する状況であったが、同乗者との会話に気を奪われ、西防波堤までの距離を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、西防波堤に向かって続航し、20時40分崎瀬鼻灯台から276.5度890メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同防波堤に衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部に圧壊等を生じたが、のち修理され、西防波堤は側壁に擦過傷を生じ、同乗者9人が、左第10肋骨骨折、左第8肋骨骨折、胸骨骨折等をそれぞれ負った。

（原因及び受審人の行為）

本件防波堤衝突は、夜間、飯盛漁港において、入航する際、飲酒の影

響のある状態での操縦を行い、船位の確認が不十分で、西防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、飯盛漁港において、入航中、飯盛いけすを避ける目的で西防波堤に向かって進行する場合、同防波堤に著しく接近することのないよう、西防波堤までの距離を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、同乗者との会話に気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西防波堤に著しく接近する状況に気付かないまま進行して衝突を招き、船体及び同防波堤にそれぞれ損傷を生じさせ、同乗者9人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年2月6日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎